

## 第2 調査結果

### 1 学校施設の現状と施策の概要

#### (1) 学校施設の現状等

##### ア 国内における学校施設の老朽化の状況

文部科学省の公立学校施設実態調査（平成30年度）によると、国内における学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に整備されており、建築後25年を経過した公立小中学校の保有面積が7割を超え、そのうち半数が建築後40年以上となるなど、全体的に学校施設の老朽化が進んでいる（資料1-①）。

##### イ 学校施設の現状

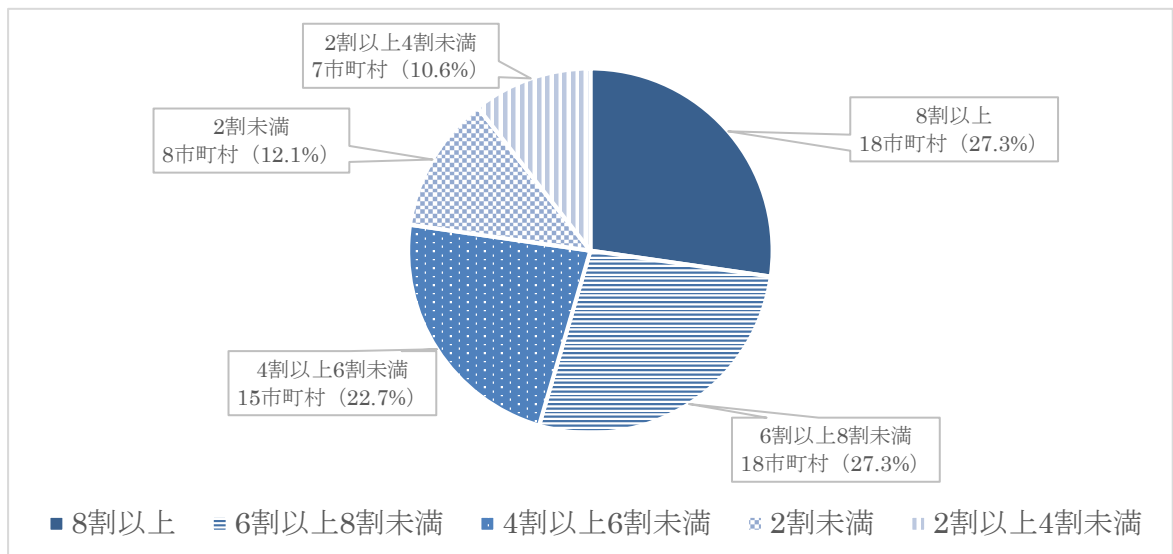
今回、当省が調査対象とした66市町村については、既存の公表資料等を参考に、平成31年4月1日時点で既に学校施設の長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定済みの市町村、策定期間未定の市町村、学校施設の統廃合等の検討を行っていると思われる市町村等を中心に選定した。

調査対象とした66市町村における老朽化した公立小中学校施設の保有状況等の結果は次のとおりであり、アで示した状況のとおり、市町村は、多くの老朽化した学校施設を抱えている状況にあった。

##### i) 市町村における老朽化した公立小中学校施設の保有状況等

各学校施設の老朽化状況を学校単位でみると、66市町村が保有する公立小中学校施設の約6割（1,022校中661校）が築40年以上の棟を有しており、さらに、市町村単位でみると、図1-①のとおり、各市町村が保有する学校施設のうち、築40年以上の棟を有する学校の割合が8割を超える市町村が約3割（18市町村）みられた。

図1-① 調査対象市町村における築40年以上の棟を有する学校の割合



(注) 当省の調査結果による。

## (2) 学校施設の長寿命化に関する施策の概要

今後、学校施設の急激な老朽化が予想される中、国は、政府全体の取組として、平成 25 年 11 月に、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を核としたメンテナンスサイクルの構築、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等によるトータルコストの縮減・平準化といった戦略的な維持管理・更新等の方向性を示している（資料 1-②）（注 1）。

これを踏まえ、文部科学省では、平成 27 年 3 月に、文部科学省が所管又は管理する国公立の学校施設等の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示す、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している（資料 1-③）。

そして、文部科学省は、これらの計画を踏まえ、長寿命化計画は、学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるとして、各地方公共団体に対し、公立学校施設について長寿命化計画を令和 2 年度末までに策定することを要請している（資料 1-④）（注 2）。

（注）1 「インフラ長寿命化基本計画」において、個別施設計画については、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業ごとの分類（道路、下水道等）や、構造物ごとの分類（橋梁<sup>りょう</sup>、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位ごとに計画を策定することとされている。

2 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）については、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分ごとに個別施設計画を策定することとされている。

## (3) 長寿命化計画策定を促進するための支援策

文部科学省は、地方公共団体が令和 2 年度末までに長寿命化計画を策定できるよう、表 1 のとおり支援している。

表 1 文部科学省が実施する長寿命化計画策定を促進するための支援策

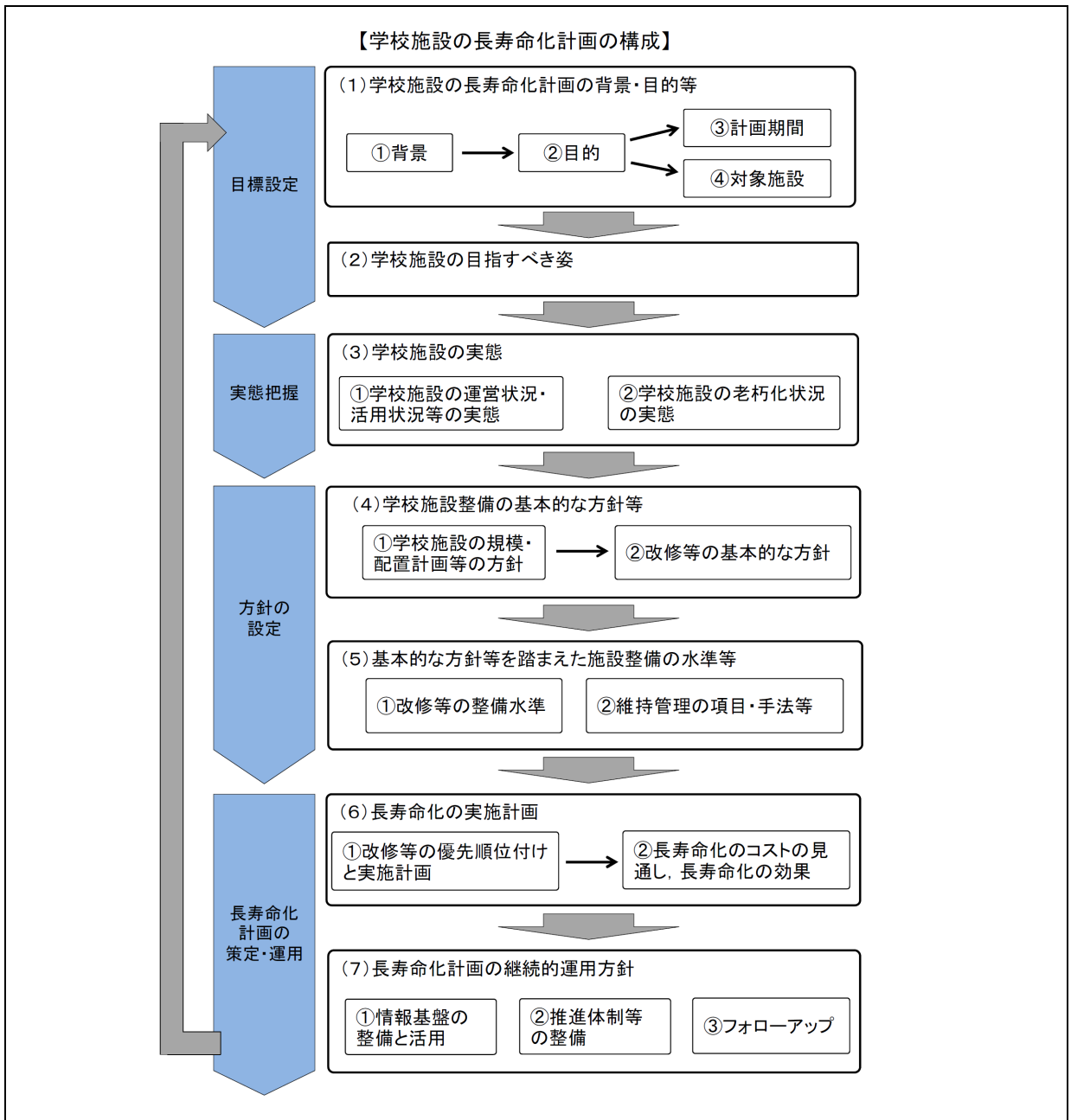
支援策	時期	内容等
学校施設の長寿命化計画策定に係る手引	平成 27 年 4 月	長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理
学校施設の個別施設計画策定支援事業	平成 27～29 年度	長寿命化計画策定に係るモデル事業を実施
学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書	平成 29 年 3 月	長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、具体的な留意点を解説
解説書の講習会等による策定に関する説明会	平成 29 年度～	長寿命化計画策定の進め方や事例を紹介する講習会を全国主要都市で開催

個別施設計画策定取組事例集	平成 31 年 3 月	長寿命化計画策定に当たっての体制づくりやスケジュール等の事例を紹介
---------------	-------------	-----------------------------------

(注) 文部科学省作成資料に基づき、当省が作成した。

文部科学省は、これらの支援策のうち、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月。以下「手引」という。）及び「学校施設の長寿命化計画に係る解説書」（平成 29 年 3 月）において、長寿命化計画策定の際の基本的な考え方や留意事項を解説するとともに、図 1-②のとおり、「学校施設整備の基本的な方針等」や「長寿命化の実施計画」等、長寿命化計画に盛り込むべき事項等を示している。

図 1-② 長寿命化計画に盛り込むべき事項



(注) 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月文部科学省）から抜粋した。

#### (4) 長寿命化計画の早期策定に向けた支援

文部科学省は、地方公共団体に対し、長寿命化計画を早期に策定するよう要請する通知を平成 29 年度から毎年度発出している。これらの通知においては、文部科学省が所管・管理する施設における個別施設計画策定率が、他の府省が所管・管理する各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっていることを伝えるとともに、個別施設計画の策定には相応の時間を要することから、いまだ個別施設計画の検討に着手していない設置者においては、早急に検討に着手するよう促している。このうち、平成 31 年 1 月に発出した通知（注）においては、令和 2 年度以降の交付金事業の事業採択に当たって、長寿命化計画の策定状況を勘案する予定であること、令和 3 年度以降の交付金事業は、長寿命化計画の策定を事業申請の前提条件とすることを含めて検討していることを示している（資料 1-⑤）。

ここでいう交付金事業とは、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成 23 年 4 月 1 日 23 文化施第 3 号文部科学大臣裁定）に基づいて、文部科学省が地方公共団体に対し、学校施設環境改善交付金を交付する事業である。交付金事業には「長寿命化改良事業」が設けられており、従来であれば改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新などに加え、省エネ化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的要請に応じた改修を支援するものである。これに加えて、令和 2 年度からは、長寿命化計画に基づき、計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、同事業の対象を拡大し、予防的な改修工事も対象としている（資料 1-⑥、1-⑦）。

このように、文部科学省が長寿命化計画の策定と交付金事業の採択とを関連付けて、地方公共団体に長寿命化計画の策定を求めたことは、未策定の地方公共団体における長寿命化計画策定への動機付けの一つになったと考えられる。

（注） 「公立学校施設の個別施設計画策定について（通知）」（平成 31 年 1 月 8 日付け 30 施施助第 13 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知）